

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十二号

平成三十年埼玉県告示第四百九十五号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕